

## 清瀬市受動喫煙防止条例

### (目的)

第1条 この条例は、市民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境整備の促進及び市、市民等、保護者、事業者及び施設等管理者の責務を明らかにするとともに、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止し、次代を担う子どもたちをはじめ、市民の健康増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) たばこ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に掲げる製造たばこのうち、喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品等をいう。

(2) 喫煙 人が吸入するために、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。以下同じ。)を発生させることをいう。

(3) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

(4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(5) 保護者 未成年者を現に監護する者をいう。

(6) 子ども 未成年者をいう。

(7) 事業者 市内において、事業を営む者又は活動する団体をいう。

(8) 施設等管理者 多数の者が利用する施設、建築物又は土地(以下「施設等」という。)を管理する権原を有する者

### (市の責務)

第3条 市は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を計画し、実施する責務を有する。

2 前項に掲げる施策を実施するにあたり、市は国、東京都、市民等、保護者、事業者及び施設等管理者と連携かつ協力してその推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、いかなる場所においても、その監護保護に係る子どもに対し、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うにあたっては、市民等が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境整備に取り組むよう努め、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施設等管理者の責務)

第7条 施設等管理者は、その管理する施設等において、市民等が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境整備に努め、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(啓発)

第8条 市は、市民等に対し、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響等について、正しい知識の普及啓発を行う。

(子どもの受動喫煙防止)

第9条 何人も子どもの健康への悪影響を未然に防止するため、次の各号に規定する施設の敷地に隣接する路上において、喫煙してはならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所
- (3) 前2号に準ずる施設として規則で定める施設

2 前項の規定にかかわらず、その構造又は利用の形態等により受動喫煙が生じるおそれが低いなど市長が特に認めた場合は、この限りではない。

3 市は、市立の小中学校の児童及び生徒に対し、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響等に関する教育を推進するものとする。

(公共施設における喫煙の制限等)

第10条 何人も市立施設(市又は市の委託等を受けたものが管理する庁舎、学校、児童福祉施設、公園その他の施設をいう。ただし、規則で定める施設を除く。)の敷地内において喫煙をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、その構造又は利用の形態等により受動喫煙が生じるおそれが低いなど市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(受動喫煙防止重点地区の指定等)

第11条 市長は、特に受動喫煙防止を図る必要があると認める市内の区域を受動喫煙防止重点地区(以下「重点地区」という。)に指定することができる。

2 市長は、必要があると認めたときは、前項の規定により指定した重点地区を変更し、又は解除することができる。

(受動喫煙防止重点地区の制限)

第12条 何人も重点地区の路上においては、喫煙をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は重点地区内において特別に喫煙をすることができる場所として、指定喫煙所を指定することができる。

(指導又は勧告)

第13条 市長は、次に規定する者に対し、喫煙を中止その他の是正に必要な指導又は勧告をすることができる。

- (1) 第9条第1項の規定に違反した者
  - (2) 第10条第1項の規定に違反した者
  - (3) 第12条第1項の規定に違反した者
- (他の法令等との関係)

第14条 受動喫煙の防止については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 市長は、施行日から起算して3年を経過したときに、この条例の施行について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。